

第56回 定時株主総会招集のご案内

日時 2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ2階
ソラシティホール

決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 社外取締役の報酬額改定の件

経営理念

NSDグループは、
社員・お客様・株主の皆様との共存共栄を
企業活動の原点として、
常に最先端のIT技術を探求し、
人や社会に役立つソリューションの創造・提供を通じて、
社会の健全な発展に積極的に貢献します。

経営の基本方針

株主の皆様へ

公正で透明性の高い経営を推進し、
効率的な事業活動を通じて、
企業価値の向上をめざします。

お客様とともに

お客様の発展に寄与し、お客様の期待に応え、
お客様から常に信頼される企業をめざします。

社員とともに

社員が最大の財産であることを認識し、
社員一人ひとりの持つ無限の可能性を信じ、
健全で働きやすい環境を提供し、
夢と誇りを持てる働きがいのある会社にしていきます。

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼
申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を
6月25日（水曜日）に開催いたし
ますので、ここに招集ご通知をお届け
いたします。

ご高覧くださいませようお願い申し
あげます。

2025年6月

代表取締役社長 **今城義和**



本年は議案の賛否にかかわらず、議決権を行使いただいた株主の皆様へ7月中を目途にQUOカードをお送りいたします。

ご来場株主様へのお土産のご用意はございません。

目次

■ 第56回定時株主総会招集ご通知	P. 1
議決権行使のご案内	P. 3
■ 株主総会参考書類	P. 5
第1号議案 取締役8名選任の件	P. 5
第2号議案 社外取締役の報酬額改定の件	P. 15
■ 事業報告	P. 19
■ 企業集団の現況に関する事項	P. 19
■ 剰余金の配当等の決定に関する方針	P. 31
■ 会社の株式に関する事項	P. 32
■ 会社役員に関する事項	P. 34
■ 会計監査人の状況	P. 42
■ 会社の体制及び方針	P. 43
■ 連結計算書類	P. 52
■ 計算書類	P. 67
■ 監査報告	P. 79
連結計算書類に係る会計監査報告	P. 79
計算書類に係る会計監査報告	P. 81
監査役会の監査報告	P. 83
■ 株主総会会場ご案内図	

証券コード：9759

(発信日) 2025年6月4日

(電子提供措置の開始日) 2025年6月2日

株 主 各 位

東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地

株式会社NSD

代表取締役社長 今城 義和

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)につきましては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイトhttps://www.nsd.co.jp/ir/kabu_material/oshirase.html

なお、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。以下の『東証上場会社情報サービス』にアクセスのうえ、「銘柄名(会社名)」に「NSD」またはコードに「9759」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を順に選択してご確認くださいませ。

**『東証上場会社情報サービス』**<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

インターネットまたは郵送により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」(5頁～18頁)をご検討のうえ、「議決権行使のご案内」(3頁～4頁)に従って、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場 所	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ2階 ソラシティホール
3	目的事項	報告事項 第56期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 社外取締役の報酬額改定の件
4	招集にあたっての決定事項	<p>電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主の皆様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）には記載していません。なお、監査役及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。</p> <p>①事業報告の企業集団の現況に関する事項のうち、「対処すべき課題」、「財産及び損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」、「会社の株式に関する事項」、会社役員に関する事項のうち、「社外役員に関する事項」、「役員等賠償責任保険契約に関する事項」、「会計監査人の状況」、「会社の体制及び方針」</p> <p>②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」</p> <p>③計算書類</p> <p>④監査報告の「連結計算書類に係る会計監査報告」、「計算書類に係る会計監査報告」</p>

以 上

■ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

議決権行使のご案内

後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、インターネットまたは郵送による議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会にご出席
株主総会開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

インターネット
行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時入力分まで



パソコンまたはスマートフォンから、**議決権行使ウェブサイト**にアクセスのうえ、賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご確認ください

郵送
行使期限

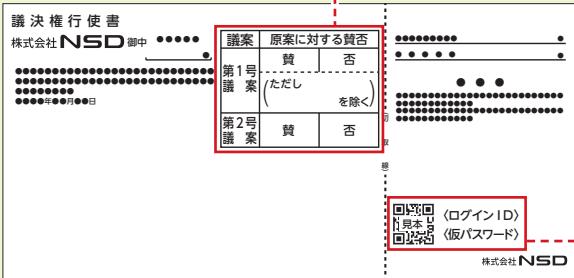
2025年6月24日（火曜日）
午後5時到着分まで



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

詳細は、以下に記載の議決権行使書のご記入方法のご案内をご確認ください

議決権行使書のご記入方法のご案内



● こちらの、各議案の賛否をご表示ください。

議案

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対される場合：「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される候補者の番号を（ ）内にご記入ください。

● インターネットによる議決権行使に必要な、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されております。

※当日ご出席いただく場合は、インターネットまたは議決権行使書用紙の郵送による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使に関するご注意事項

1. インターネットと郵送の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。
2. インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。
3. ご返送いただいた議決権行使書におきまして、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆様は、事前にお申込みの場合には、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

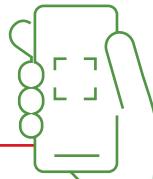
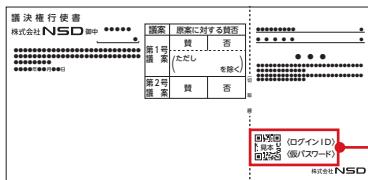
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、以下に記載の議決権行使ウェブサイト
にアクセスのうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、午前2時30分から午前4時30分までの間は
取り扱いを休止します。



QRコードを読み取る方法

- 1** 議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」を
読み取ってください。



※「QRコード読取」により議決権行使時のログイン
ID・仮パスワードのご入力が不要になりました。

2



表示された画面上で、議案賛否
方法を選択してください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスして、「次の画面へ」
ボタンまたは「ログイン画面へ」ボタンからお進みくだ
さい。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



●パソコンの場合



●スマートフォンの場合



- 2** 議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」
及び「仮パスワード」を入力し、ログインしてください。

●パソコンの場合



●スマートフォンの場合



ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

☎ 0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役4名を含む、取締役8名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	性別	当社における地位及び担当	取締役会出席回数
1	いまじょう よしかず 今城 義和 再任	男性	代表取締役社長	15回／15回 (100%)
2	やもと おさむ 矢本 理 再任	男性	取締役専務執行役員 営業統括本部長	15回／15回 (100%)
3	きかわだ ひでたか 黄川田 英隆 再任	男性	取締役常務執行役員 イノベーション戦略事業本部長 コンサルティング事業本部担当	15回／15回 (100%)
4	みいけ まゆこ 三池 真優子 新任	女性	執行役員 コーポレートサービス本部 人事部担当、総務部担当	—
5	かじ わら ゆりこ 梶原 祐理子 再任 社外 独立	女性	取締役（社外）	11回／11回 (100%)
6	かわまた あつひろ 川股 篤博 再任 社外 独立	男性	取締役（社外）	15回／15回 (100%)
7	じんのうち くみこ 陣内 久美子 再任 社外 独立	女性	取締役（社外）	15回／15回 (100%)
8	たけうち とおる 武内 徹 再任 社外 独立	男性	取締役（社外）	15回／15回 (100%)

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員

候補者
番号1 いまじょう よしかず
今城 義和

再任

生年月日

1961年10月13日

所有する当社の株式数

258,919株

取締役会出席回数

15回/15回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

- 1984年4月 当社入社
- 2001年4月 当社東京システム営業4部長
- 2005年4月 当社執行役員 第1システム本部長
- 2006年6月 当社取締役執行役員 営業統括本部副本部長
- 2007年6月 当社常務取締役執行役員 営業統括本部副本部長
- 2008年4月 当社専務取締役 営業統括本部長
- 2009年4月 当社代表取締役社長 営業統括本部長
- 2011年4月 当社代表取締役社長 (現在)

取締役候補者とした理由

代表取締役社長としての豊富な経験と実績に加え、経営に関する高い見識を有しており、今後も業務執行、経営の意思決定及び監督を適切に遂行できると考えております。

候補者
番号2 やもと
矢本おさむ
理

再任

生年月日

1963年2月20日

所有する当社の株式数

71,608株

取締役会出席回数

15回/15回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

- 1987年4月 当社入社
- 2004年2月 当社第5システム営業本部第1部長
- 2007年9月 当社執行役員 第5システム本部長
- 2014年4月 当社上席執行役員 公共・通信事業本部長
- 2014年6月 当社取締役上席執行役員 公共・通信事業本部長
- 2016年6月 当社常務取締役 公共・通信事業本部長、ビジネス営業本部統括長
- 2017年6月 当社取締役常務執行役員 公共・通信事業本部長、ビジネス営業本部統括長
- 2018年4月 当社取締役専務執行役員 営業統括本部長 (現在)

取締役候補者とした理由

システム開発部門及び営業部門での豊富な業務執行経験と実績に加え、取締役として経営に関する見識を有しており、今後も業務執行、経営の意思決定及び監督を適切に遂行できると考えております。

候補者
番号3 ^{き かわ だ} 黄川田 ^{ひで たか} 英隆

再任

生年月日

1973年5月18日

所有する当社の株式数

29,692株

取締役会出席回数

15回/15回 (100%)

略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

- 1998年4月 当社入社
- 2011年4月 当社産業・流通システム本部6部長
- 2015年7月 成都仁本新動科技有限公司 董事長 兼 総経理
- 2017年4月 当社執行役員 公共・通信事業本部第一事業部長
- 2018年4月 当社執行役員 先端技術推進本部長
- 2019年4月 株式会社NSD先端技術研究所（現 NSD-DXテクノロジー株式会社）代表取締役社長（現在）
- 2021年10月 当社常務執行役員 先端技術戦略事業本部長
- 2022年6月 当社取締役常務執行役員 先端技術戦略事業本部長、市場開拓事業部担当
- 2024年4月 当社取締役常務執行役員
イノベーション戦略事業本部長、エンタープライズ事業部長
- 2025年4月 当社取締役常務執行役員
イノベーション戦略事業本部長、コンサルティング事業本部担当（現在）

取締役候補者とした理由

システム開発部門、DX・AIを中心とする技術戦略部門及び国内外の関係会社での豊富な業務執行経験と実績に加え、取締役として経営に関する見識を有しており、今後も業務執行、経営の意思決定及び監督を適切に遂行できると考えております。



候補者番号 **4** み いけ **三池** ま ゆ こ **真優子** 新任

生年月日	所有する当社の株式数
1981年12月3日	8,020株

略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

- 2004年4月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス入社 (2013年2月退職)
- 2013年3月 当社入社
- 2022年4月 当社コーポレートサービス本部 人事部長
- 2023年4月 当社執行役員 コーポレートサービス本部 人事部長
- 2024年4月 当社執行役員 コーポレートサービス本部 人事部担当、総務部担当 (現在)

取締役候補者とした理由

人事部門での豊富な業務執行経験と人的資本経営ならびにコンプライアンスに関する知見に加え、総務部門での業務執行経験や当社子会社の取締役として経営に携わってきた経験を有しております。これらの経験と幅広い見識を活かし、経営の意思決定及び監督を適切に遂行できると考えております。

候補者
番号5 かじわら 梶原 ゆりこ 祐理子

再任 社外 独立

生年月日

1963年10月13日

所有する当社の株式数

400株

取締役会出席回数

11回/11回 (100%)

本総会終結時在任期間

1年

略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

- 1988年4月 日本放送協会入局
- 2017年6月 同協会大阪放送局編成部長
- 2019年6月 同協会千葉放送局長
- 2021年6月 同協会経営委員会事務局専任局長 (2023年3月退職)
- 2024年6月 **大末建設株式会社社外取締役 (現在)**
- 2024年6月 **当社社外取締役 (現在)**

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

梶原祐理子氏は、公共放送で培った社会課題等に対する高い見識及びガバナンスに対する豊富な経験を有しております。これらの経験や見識などを活かし、取締役会やガバナンス委員会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると考えております。

独立性に関する補足説明

同氏の出身である日本放送協会と当社企業集団との間には、システム開発等の取引関係がございしますが、2025年3月期における取引額の割合は、同社事業収入及び当社企業集団の連結売上高の0.06%未満と僅少であるため、独立性に影響を及ぼすものではなく、独立した立場から社外取締役として職務を適切に遂行できると考えております。

候補者
番号6 かわまた 川股 あつひろ 篤博

再任 社外 独立

生年月日

1961年8月14日

所有する当社の株式数

— 株

取締役会出席回数

15回/15回 (100%)

本総会最終時在任期間

5年

略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

- 1984年4月 日本たばこ産業株式会社入社
- 2005年11月 同社食品事業本部事業企画部長
- 2008年7月 同社執行役員 たばこ事業本部 中国事業部長
- 2015年1月 テーブルマークホールディングス株式会社 代表取締役社長 (2018年12月退任)
- テーブルマーク株式会社 代表取締役社長 (2018年12月退任)
- 2019年1月 日本たばこ産業株式会社執行役員 食品事業担当
- 2020年1月 同社アドバイザー (2024年12月退任)
- 2020年6月 当社社外取締役 (現在)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川股篤博氏は、製造業の経営者として国内外において培った豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を有しております。これらの経験や見識などを活かし、取締役会やガバナンス委員会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。

独立性に関する補足説明

2025年3月期において、当社企業集団と日本たばこ産業株式会社（含 テーブルマーク株式会社）の企業集団との間取引関係はございませんので、独立した立場から社外取締役として職務を適切に遂行できると考えております。



候補者番号 **7** じんのうち **陣内** くみこ **久美子**

再任 **社外** **独立**

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	本総会終結時在任期間
1967年2月16日	1,400株	15回/15回 (100%)	6年

略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

- 1989年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行 （1995年6月退職）
- 2002年1月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
- 2014年1月 陣内法律事務所設立 代表弁護士（現在）
- 2019年6月 当社社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

陣内久美子氏は、弁護士として培った豊富な経験や法務全般に関する専門的知見を有しております。これらの経験や見識を活かし、取締役会やガバナンス委員会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると考えております。

独立性に関する補足説明

同氏が代表弁護士である陣内法律事務所と当社企業集団との間に顧問契約はなく、2025年3月期において報酬の支払いはございませんので、独立した立場から社外取締役として職務を適切に遂行できると考えております。

候補者
番号8 たけうち とおる
武内 徹

再任 社外 独立

生年月日

1959年1月1日

所有する当社の株式数

1,100株

取締役会出席回数

15回/15回 (100%)

本総会終結時在任期間

4年

略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

- 1981年4月 日東電工株式会社入社
- 2002年4月 同社経理部長
- 2010年6月 同社執行役員 経理統括部長
- 2011年6月 同社取締役執行役員 経理統括部長
- 2014年6月 同社取締役上席執行役員 経営統括部門長
- 2015年6月 同社取締役常務執行役員 経営戦略統括部門長
- 2018年6月 同社取締役専務執行役員 (2020年6月退任)
- 2021年6月 当社社外取締役 (現在)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

武内徹氏は、製造業の経営者として国内外において培った豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を有しております。これらの経験や見識などを活かし、取締役会やガバナンス委員会において、客観的で広範かつ高度な視点から助言いただくことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。

独立性に関する補足説明

2025年3月期において、当社企業集団と日東電工株式会社の企業集団との間に取引関係はございませんので、独立した立場から社外取締役として職務を適切に遂行できると考えております。

[取締役候補者に関する特記事項]

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 梶原祐理子氏、川股篤博氏、陣内久美子氏、及び武内徹氏は、社外取締役候補者です。各氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、それぞれ1年、5年、6年及び4年となります。
3. 当社は、梶原祐理子氏、川股篤博氏、陣内久美子氏、及び武内徹氏と責任限定契約を締結しております。本総会において各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定です。その契約内容の概要は、会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づくものであり、責任の限度額は法令が定める額です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において締結し、被保険者がその職務の執行に起因して負担することとなる争訟費用及び損害賠償金等を填補することとしており、その保険料は当社が全額負担しております。本総会において候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、梶原祐理子氏、川股篤博氏、陣内久美子氏、及び武内徹氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

第2号議案 社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年6月26日開催の第45回定時株主総会において、賞与を含めて年額420百万円以内（うち社外取締役への報酬は年額30百万円以内）とする旨決議いただいておりますが、社外取締役分の報酬を年額60百万円以内と改定いたしたいと存じます。なお、取締役の報酬額の総額に変更はございません。

本議案は、コーポレート・ガバナンス強化に伴う社外取締役の員数の増加等の諸般の事情を考慮し相当であると考えております。

第1号議案が原案どおりご承認いただけますと、取締役は現行と同数の8名（うち社外取締役4名）となります。

以 上

参考 取締役会の構成

第1号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は次のとおりとなります。

	氏名	性別	役職(現職)
取 締 役	いまじょう よしかず 今城 義和	男性	代表取締役社長
	やもと おさむ 矢本 理	男性	取締役専務執行役員
	きかわだ ひでたか 黄川田 英隆	男性	取締役常務執行役員
	みいけ まゆこ 三池 真優子	女性	執行役員
	かじわら ゆりこ 梶原 祐理子	社外 独立 女性	取締役(社外)
	かわまた あつひろ 川股 篤博	社外 独立 男性	取締役(社外)
	じんのうち くみこ 陣内 久美子	社外 独立 女性	取締役(社外)
監 査 役	たけうち とおる 武内 徹	社外 独立 男性	取締役(社外)
	やぎ きよきみ 八木 清公	男性	監査役(常勤)
	かわ くに お 河 邦雄	社外 独立 男性	監査役(社外)
	にしうら ちえこ 西浦 千栄子	社外 独立 女性	監査役(社外)

参考 取締役会構成員の主たる経験分野・専門性（スキル・マトリックス）

第1号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会構成員の主たる経験分野・専門性は次のとおりです。

氏名	基本スキル				業務スキル	
	企業経営	法務/ コンプライアンス	財務/会計	グローバル	テクノロジー	業務ノウハウ
今 城 義 和	○	○			○	○
矢 本 理	○				○	○
黄川田 英 隆	○				○	○
取 締 役 三 池 真優子	○	○				
梶 原 祐理子	○	○				
川 股 篤 博	○		○	○		
陣 内 久美子	○	○				
武 内 徹	○		○	○		
監 八 木 清 公	○	○	○			
査 河 邦 雄	○	○	○			
役 西 浦 千栄子	○	○	○			

(注) 各人の有するスキルのうち、主なスキル（最大4つ）に○をつけています。

スキルの分類と選定理由、及びスキル要件は次頁のとおりです。

■ スキルの分類と選定理由

当社は経営戦略の実践にあたり、当社の取締役会が備えるべきスキルを「基本スキル」と「業務スキル」に分類しています。

基本スキルには、実効性の高い経営の監督を行うために必要な一般スキルとして、企業経営、法務／コンプライアンス、財務／会計、グローバルの4つを選定しています。

業務スキルには、当社の経営戦略や事業特性に鑑み、必要なスキルを選定しています。当社の使命は、お客様や社会に、真に求められるITソリューションを提案・提供することであり、そのためには、お客様のニーズをかたちにするための高い技術力と、お客様の業務に対する深い理解が必要であると考え、テクノロジー及び業務ノウハウを選定しています。

■ スキル要件

ス キ ル		要 件
基本スキル	企業経営	上場企業の取締役またはこれに準ずる経験
	法務／コンプライアンス	弁護士としての業務経験、上場企業の監査役経験、法務・コンプライアンス部門での業務経験
	財務／会計	公認会計士としての業務経験、財務・経理部門での業務経験
	グローバル	海外での業務経験
業務スキル	テクノロジー	ITテクノロジーに関する専門的知見、IT企業／部門におけるシステム開発経験
	業務ノウハウ	取引先の事業・商品等に対する広範な知見、システムの設計・コンサルティングの経験

(注)「経験」とは、基本スキルにおいては3年以上、業務スキルにおいては5年以上を基準としています。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

■ 企業集団の現況に関する事項

□ 事業の経過及びその成果

■ 環境認識

当年度における我が国経済につきましては、引き続き好調な企業業績を背景とした設備投資の増加や、労働力の確保等に向けた雇用・所得環境の改善もあり、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の経済政策による影響や中国の景気停滞等、我が国の景気を下押しするリスクがあり、今後の動向には引き続き留意が必要です。

このようななか、当社グループが属する情報サービス産業につきましては、堅調な企業業績を支えに、引き続きDX（デジタルトランスフォーメーション）に向けたIT投資が進むとともに、基幹システムの刷新ニーズ等もあり、受注環境は良好に推移しました。

■ 当年度の取り組み

当社グループは、5カ年の中期経営計画において、2026年3月期までに連結売上高1,000億円を超える企業グループを目標に掲げ、DX領域への対応強化やM&Aを活用した業績拡大を進めた結果、2024年3月期において2年前倒しで当該目標を達成することができました。残る2カ年においても中期経営計画に掲げた施策を着実に実行し、一層、業績を拡大すべく、当年度においてもさまざまな取り組みを進めてきました。

システム開発事業につきましては、社会的ニーズの強い新技術やDX関連のシステム開発を成長ドライバーとし、加えて、上流工程におけるコンサルティング力の強化により、システム開発事業の持続的な拡大を進めています。

ソリューション事業につきましては、第2の収益の柱とするため、市場ニーズを捉えた新たなソリューションの創出と販売力の強化に取り組んでいます。

以上の施策の下、2024年4月にイノベーション戦略事業本部を設置し、商品・サービスの企画から開発、販売までを一気通貫で行うことでソリューションの創出力等を強化しています。同7月には、コンサルティング事業本部を設置するとともに、2022年10月に子会社化したTrigger株式会社を吸収合併し、上流工程におけるコンサルティング力を強化しています。また、2025年1月に総合IT開発事業本部を新設し、事業横断的な情報や知見の共有を通じて、より柔軟かつ機動的に顧客ニーズに対応しています。

一方で、株式会社日立製作所とDX及び生成AI分野における協業等について、2024年12月に業務提携に関する基本合意を行いました。これにより技術水準の向上に向けた協働や海外リソースの活用等も視野に、より付加価値のあるサービスやソリューションの提供を行っていきます。

また、当社の開発実績を活かした社会課題解決への取り組みとして、水道事業体が対応を進めている「次世代水道事業DX」に関して課題抽出・対策検討等を実施しており、2024年3月の仙台市水道局に続き、2025年3月には松本市上下水道局とDX推進に関する連携協定を締結しました。当該取り組みを今後も積極的に推進し、水道ライフラインの安全・安定的な運営をITの側面から支援していきます。

■ 当年度の実績

当年度の実績につきましては、受注環境が良好に推移したことから、以下のとおりとなりました。

売上高につきましては、システム開発事業で社会基盤ITの受注が大きく伸長したことに加え、金融IT・産業ITの受注も堅調に推移した結果、前年度比6.4%増収の107,791百万円となりました。このうち注力分野であるDAS事業(※)につきましては、クラウドを利用したDX関連のシステム開発事業が大きく伸長し、前年度比12.4%増収の49,702百万円となりました。

営業利益は、ベースアップや研究開発費に加え、創立55周年関連の一時的な費用が発生しましたが、これらを吸収し、前年度比11.0%増益の16,849百万円となりました。

以上の結果、経常利益は前年度比11.1%増益の17,038百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比14.9%増益の11,795百万円となりました。

中期経営計画（2023年5月に上方修正）については、前述のとおり2年前倒しで最終年度の目標を達成しました。また、当年度の収益性指標については、営業利益率は目標14.6%に対して15.6%、EBITDAマージンは目標17.2%に対して18.1%、ROEは目標15.9%に対して18.2%となり、いずれも目標を上回る実績となりました。

(※)DAS事業とは、当社グループの注力事業で、DXを目的としたシステム開発事業、AI等の新技術を活用したシステム開発事業、及びソリューション事業をいいます（従来、新コア事業と定義していたもので、DASはDX・AI・Solutionの頭文字です）。

	2024年3月期	2025年3月期	前年度比	
			前年度	増減率
システム開発事業	86,721百万円	92,392百万円	5,671百万円	6.5%
ソリューション事業	14,542百万円	15,398百万円	856百万円	5.9%
売上高	101,263百万円	107,791百万円	6,528百万円	6.4%
うち DAS事業	44,209百万円	49,702百万円	5,492百万円	12.4%
営業利益	15,180百万円	16,849百万円	1,669百万円	11.0%
経常利益	15,340百万円	17,038百万円	1,697百万円	11.1%
親会社株主に帰属する当期純利益	10,262百万円	11,795百万円	1,532百万円	14.9%
EBITDA	17,751百万円	19,472百万円	1,721百万円	9.7%
EBITDAマージン	17.5%	18.1%	0.5ポイント	—

(注) EBITDAは「営業利益+減価償却費+のれん償却額」により算出しています。



■ セグメント別の実績

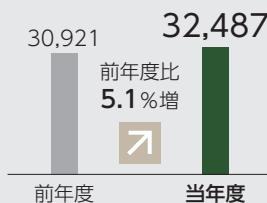
セグメント別の実績は、以下のとおりとなりました。



システム開発事業（金融IT）

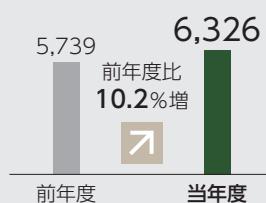
■ 売上高

（単位：百万円）



■ 営業利益

（単位：百万円）



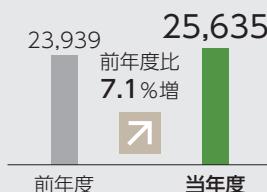
金融向けソフトウェア開発事業につきましては、基幹システムの更改案件をはじめ既存案件の拡大により大手銀行を中心に堅調に伸長したほか、地方銀行や証券会社からの受注も伸長したこと等から、売上高は前年度比5.1%増収の32,487百万円となり、営業利益は10.2%増益の6,326百万円となりました。



システム開発事業（産業IT）

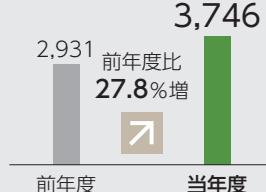
■ 売上高

（単位：百万円）



■ 営業利益

（単位：百万円）



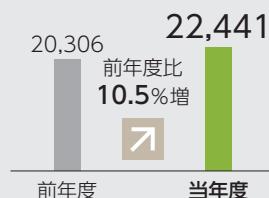
産業向けソフトウェア開発事業につきましては、物流等の運輸業や製造業を中心に受注が順調に推移したことにより、売上高は前年度比7.1%増収の25,635百万円となりました。営業利益は利益率改善等もあり27.8%増益の3,746百万円となりました。



システム開発事業（社会基盤 I T）

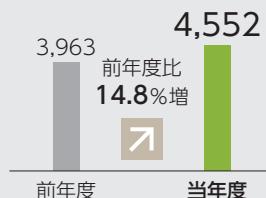
売上高

（単位：百万円）



営業利益

（単位：百万円）



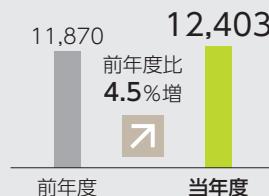
社会基盤向けソフトウェア開発事業につきましては、既存案件の拡大等により公共団体からの受注が大きく伸長したほか、通信業や電気・ガス・水道業からの受注も堅調に推移したことから、売上高は前年度比10.5%増収の22,441百万円となり、営業利益は14.8%増益の4,552百万円となりました。



システム開発事業（I Tインフラ）

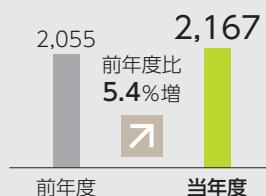
売上高

（単位：百万円）



営業利益

（単位：百万円）



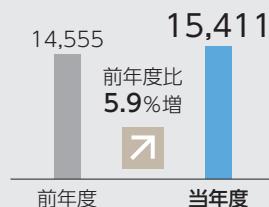
I Tインフラ事業につきましては、銀行等の金融業や公共団体からのインフラ構築案件等の受注が引き続き堅調に推移したことにより、売上高は前年度比4.5%増収の12,403百万円となり、営業利益は5.4%増益の2,167百万円となりました。



ソリューション事業

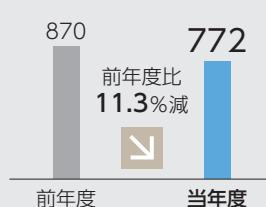
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



ソリューション事業につきましては、セキュリティ製品やRFID関連ソリューション、株主優待サービス等の受注が拡大したことにより、売上高は、前年度比5.9%増収の15,411百万円となりました。一方で、営業利益は一部ソリューションの利益率低下等により98百万円減益の772百万円となりました。

(注) セグメント間の内部取引を含んだ計数を記載しています。

□ 対処すべき課題

■ DX・AI・ソリューション事業の拡大

当社グループでは、お客様固有の業務や課題を適確に理解したうえで、独自の付加価値のある新しい解を導き出すために、DXやAI分野に注力しております。同時に医療・ヘルスケア、ヒューマンリソース、物流、株主優待サービス、RFID、セキュリティ等を含めた独自性のあるソリューション力を高めるべく努めております。これら当社グループにおけるDX・AI・ソリューション事業を拡大することで、ITによる社会イノベーションへの貢献を果たしてまいります。

■ 人材開発

人材が当社グループの最大の財産という考えのもと、DX・AI・ソリューション事業への対応に不可欠な技術スキルの取得、プロジェクトマネジメント力の向上、その他より高度な技術スキルやビジネススキルの向上を目指しております。そのため、社内研修やインセンティブ制度等の諸制度の整備・充実を通じて、優秀で、かつ多様な人材が活躍し、さらには働きがいを感じることでできる場を積極的に提供してまいります。

■ サステナビリティ活動への取り組み強化

当社グループではサステナビリティ活動により、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。その中でもとりわけ、ESG（環境・社会・ガバナンス）への対応を強化していくことが大切であると認識しております。そのための社内の組織横断的な組織としてサステナビリティ推進委員会を設置し、同委員会では特定したマテリアリティ（重要課題）項目に沿って、「戦略」、「施策」、「目標」を協議する等、各種の取り組みに関わる企画立案や推進を行っております。

■ リスクマネジメントの強化

地震や台風、地球温暖化等の自然災害に伴うリスク、情報セキュリティや知的財産権に関するリスク、システム開発に伴うリスク、ハラスメントや労務管理、サプライチェーンに関するリスク等の様々なリスクの中から、リスク・マネジメント委員会は、当社全体で優先的に対処すべき重要なリスクを選定し、重点的にリスク管理を行っております。また、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク等の重要なリスクにつきましては、リスク・マネジメント委員会の下に設けた各委員会による機動的な活動によりコンプライアンス、情報セキュリティの強化を図っております。

健康経営への取り組み

当社は健康経営への取り組みが評価され、「健康経営銘柄2025」に選定されるとともに「健康経営優良法人2025（大規模法人部門・ホワイト500）」に認定されました。



「健康経営銘柄」への選定は2年連続2度目、「健康経営優良法人（大規模法人部門・ホワイト500）」への認定は2年連続4度目となります。

当社では、社員が最大の財産であることを経営の基本方針としており、代表取締役を最高責任者、人事担当役員を施策の企画・実行のトップとし、人事部が関連部署・NSD健康保険組合と連携して健康経営を推進しております。

健診結果に応じたきめ細やかな面談等、病気の発生を未然に防ぐための取り組みに力を入れ、治療・育児・介護中でも働きやすい社内制度の浸透に努めております。

加えて、自社開発アプリを活用し、ウォーキングイベントの実施や自宅でできる運動の動画・心身の健康に関する情報を配信し、社員の意識向上を図っております。

当社は今後も、社員一人ひとりの持つ力を最大限に発揮できるよう努めてまいります。

□ 財産及び損益の状況の推移

区 分	第53期 (2022年3月期)	第54期 (2023年3月期)	第55期 (2024年3月期)	第56期 (2025年3月期)
売上高 (百万円)	71,188	77,982	101,263	107,791
営業利益 (百万円)	11,414	12,524	15,180	16,849
経常利益 (百万円)	11,654	12,662	15,340	17,038
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,823	10,219	10,262	11,795
1株当たり当期純利益 (円)	99.37	132.31	133.29	153.61
総資産 (百万円)	63,274	68,159	86,405	90,485
純資産 (百万円)	51,844	55,458	64,032	68,252
1株当たり純資産 (円)	657.57	711.73	811.26	881.67
自己資本比率 (%)	80.9	80.3	72.2	74.5
自己資本当期純利益率 (%)	15.7	19.3	17.5	18.2
営業利益率 (%)	16.0	16.1	15.0	15.6
1株当たり配当額 (円)	52	67	72	87
配当性向 (%)	52.3	50.6	54.0	56.6

■ 売上高

(単位：百万円)

■ 営業利益

(単位：百万円)

■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



□ 重要な親会社及び子会社の状況

■ 親会社の状況

該当事項はございません。

■ 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NSD・DXテクノロジー株式会社	100百万円	70.0%	DX、AI等の技術を活用したソリューションの調査研究・開発
株式会社アートホールディングス	63百万円	100.0%	持株会社
株式会社ノーザ	95百万円	91.6%	歯科用レセプトコンピュータ及び透析業務支援システムの開発・販売事業
株式会社FSK	16百万円	82.2%	システム開発事業、ソリューション事業、アウトソーシング事業
株式会社ステラス	25百万円	100.0%	ヒューマンリソース関連ソリューション事業、営業倉庫関連ソリューション事業
株式会社シェアホルダーズ・リレーションサービス	100百万円	100.0%	株主優待関連ソリューション事業、個人株主向けIRのコンサルティング
NSD International, Inc.	2,956百万円 (27.7百万ドル)	100.0%	米国日系企業向けシステム開発事業・ソリューション事業
成都仁本新動科技有限公司	33百万円 (2百万人民元)	70.0%	システム開発事業（オフショア開発）、中国日系企業向けシステム開発事業

(注) 当社は、2024年7月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併により、子会社でありましたTrigger株式会社の権利義務を承継いたしました。

□ 主要な事業内容

事業内容	主要製品
システム開発事業	システムの企画・設計・開発、ITインフラの構築
ソリューション事業	ITを利用したサービスの提供、ソフトウェア・プロダクトの販売

□ 主要な事業所

当 社	本 社	東 京 都	千代田区
	大 阪 支 社	大 阪 府 大 阪 市	北 区
	名 古 屋 支 社	愛 知 県 名 古 屋 市	西 区
	福 岡 支 社	福 岡 県 福 岡 市	博 多 区
	仙 台 事 業 所	宮 城 県 仙 台 市	青 葉 区
	広 島 事 業 所	広 島 県 広 島 市	中 区
NSD - DXテクノロジー株式会社	本 社	東 京 都	千代田区
株式会社アートホールディングス	本 社	福 井 県	鯖 江 市
株式会社ノーザ	本 社	東 京 都	中 野 区
株 式 会 社 F S K	本 社	福 島 県	い わ き 市
株式会社ステラス	本 社	東 京 都	千代田区
株式会社シェアホルダーズ・リレーションサービス	本 社	東 京 都	千代田区
NSD International, Inc.	本 社	ア メ リ カ 合 衆 国	ニ ュ ー ヨ ー ク 州 ホ ワ イ ト プ レ ー ン ズ
成 都 仁 本 新 動 科 技 有 限 公 司	本 社	中 華 人 民 共 和 国	成 都 市

□ 従業員の状況

■ 企業集団の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減
4,455名	75名増

(注) 上記従業員数には、グループ外から当社グループへの出向者を含み、従業員兼務役員及び当社グループからグループ外への出向者を含んでおりません。

■ 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,256名	123名増	39.5歳	15.3年

(注) 上記従業員数には、社外から当社への出向者を含み、従業員兼務役員及び当社から社外への出向者を含んでおりません。

□ 設備投資等及び資金調達の状況

当年度中において実施しました企業集団の設備投資の総額は841百万円です。なお、所要資金は自己資金を充当しました。

また、設備資金及び運転資金確保のため、子会社において金融機関から借入を行っております。

□ 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	884百万円
株式会社きらぼし銀行	348百万円
株式会社北陸銀行	260百万円
株式会社三菱UFJ銀行	207百万円
株式会社福井銀行	153百万円

■ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題と位置づけ、総還元性向70%以上かつ配当性向50%以上（いずれも連結ベース）を株主還元の基本方針としています。

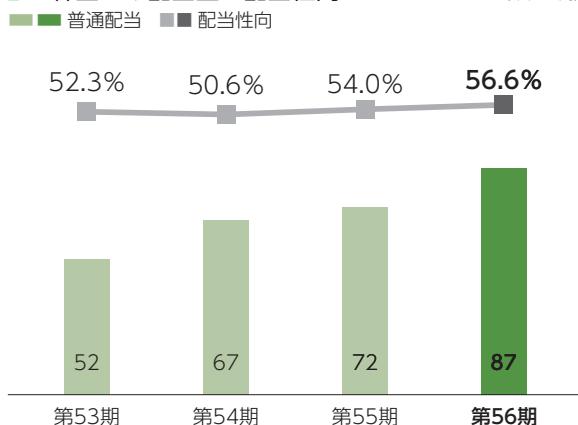
また、成長力を強化し企業価値の増大を図るために、利益の一部を留保し、既存事業の一層の強化や新事業・新技術領域等での新たな成長機会追求のための投資、M&A・アライアンス構築の資金などへ充当します。

当年度の1株当たり配当金につきましては、上記基本方針及び当年度業績を勘案し、取締役会決議により期末配当金を87円(前年度比15円の増配)とさせていただきます。

これにより、当年度の配当性向は56.6%、総還元性向は70.8%となりました。

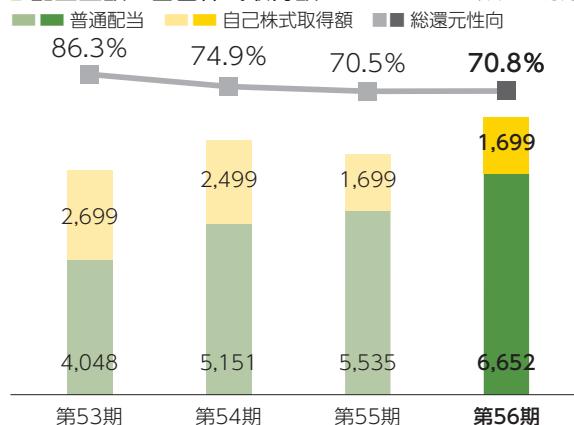
■ 1株当たり配当金と配当性向

(単位：円)



■ 配当金額と自己株式取得額

(単位：百万円)



■ 会社の株式に関する事項

発行可能株式総数 200,000,000株

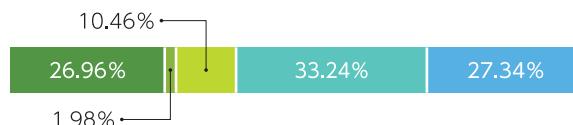
発行済株式の総数 86,000,000株

株主数 23,593名

大株主（上位10名）

■ 株式保有状況（除く自己株式）

■ 金融機関 ■ 証券会社 ■ その他法人 ■ 外国法人等 ■ 個人



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,534千株	13.77%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,239	8.16
IPC株式会社	5,158	6.74
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	4,070	5.32
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,524	4.60
NSD従業員持株会	2,193	2.86
第一生命保険株式会社	2,070	2.70
有限会社KDアソシエイツ	1,997	2.61
日本生命保険相互会社	1,818	2.37
橋田 麗子	1,324	1.73

(注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（9,535,723株）を控除して算出し、小数点以下3桁目を切り捨てて表示しております。

□ 当年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	11,020株	4名

（注） 取締役の株式数には、使用人兼務取締役の使用人分株式数を含んでおりません。

□ その他株式に関する重要な事項

■ 2024年10月31日付の取締役会決議による自己株式の取得

次のとおり、自己株式の取得を行いました。

取得した株式の種類及び数	当社普通株式 501,400株
取得価額の総額	1,699,864,800円
取得した期間	2024年11月1日から2025年2月12日まで

■ 会社役員に関する事項

□ 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

当社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	今 城 義 和	
取 締 役	前 川 秀 志	専務執行役員 コーポレートサービス本部長、経営企画本部長
取 締 役	矢 本 理	専務執行役員 営業統括本部長
取 締 役	黄川田 英 隆	常務執行役員 イノベーション戦略事業本部長、エンタープライズ事業部長、コンサルティング事業本部担当 NSD - DXテクノロジー株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (社 外)	梶 原 祐 理 子	大末建設株式会社 社外取締役
取 締 役 (社 外)	川 股 篤 博	
取 締 役 (社 外)	陣 内 久 美 子	陣内法律事務所 代表弁護士
取 締 役 (社 外)	武 内 徹	
監 査 役 (常 勤)	八 木 清 公	
監 査 役 (社 外)	河 邦 雄	東芝テック株式会社 社外監査役
監 査 役 (社 外)	西 浦 千 栄 子	西浦公認会計士事務所 所長、S&Nパートナーズ法律会計事務所 顧問 株式会社ツクルバ 社外取締役常勤監査等委員

- (注) 1. 取締役梶原祐理子氏、川股篤博氏、陣内久美子氏、及び武内徹氏は社外取締役です。また、監査役河邦雄氏及び西浦千栄子氏は社外監査役です。当社は、上記の6名を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役八木清公氏は、長年にわたり三菱UFJ信託銀行株式会社の財務経理部門の責任者を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役河邦雄氏は、長年にわたり三菱ガス化学株式会社の財務経理部門の責任者を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役西浦千栄子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はございません。

(注) 6. 当社は、執行役員制度を導入しており、毎年4月1日を選任日としています。
2025年4月1日現在の執行役員及びその担当は次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	前 川 秀 志	コーポレートサービス本部長、経営企画本部長
専務執行役員	矢 本 理	営業統括本部長
常務執行役員	黄 川 田 英 隆	イノベーション戦略事業本部長、コンサルティング事業本部担当
常務執行役員	清 田 聡	金融事業本部長
常務執行役員	小 林 篤 司	社会基盤事業本部長、社会基盤事業本部 第二事業部長 社会プラットフォーム事業部長、エンタープライズ事業部担当
常務執行役員	新 野 章 生	産業事業本部長、ITインフラ事業部担当
常務執行役員	藤 川 英 之	総合IT開発事業本部長
常務執行役員	松 本 直 樹	コンサルティング事業本部長
執行役員	青 木 学	産業事業本部 第一事業部長
執行役員	伊 東 亨 啓	金融事業本部 第一事業部長
執行役員	大 上 敏 行	コーポレートサービス本部 経理部担当
執行役員	栗 原 善 彦	経営企画本部 経営企画部担当、法務・コンプライアンス統括部担当
執行役員	品 川 肇	ITインフラ事業部長
執行役員	篠 原 真 吾	社会基盤事業本部 第一事業部長
執行役員	鈴 木 信 二	金融事業本部 第四事業部長
執行役員	ソロビョフ イワン Soloviev Ivan	イノベーション戦略事業本部 DX事業部長
執行役員	鯛 真 輔	コーポレートサービス本部 コーポレートセクレタリー部長
執行役員	高 橋 右 門	産業事業本部 第二事業部長
執行役員	高 橋 秀 治	総合IT開発事業本部 第一事業部長
執行役員	武 田 豪	金融事業本部 第二事業部長
執行役員	田 邊 尊 之	開発サポート本部長
執行役員	谷 口 清 治	金融事業本部 第三事業部長
執行役員	田 村 秀 一	エンタープライズ事業部長
執行役員	三 池 真 優 子	コーポレートサービス本部 人事部担当、総務部担当
執行役員	柳 澤 好 文	コンサルティング事業本部 ITコンサル事業部長
執行役員	和 田 康 志	イノベーション戦略事業本部 市場開拓事業部長

(注) 前川秀志氏、矢本理氏、及び黄川田英隆氏は、取締役を兼務しております。

□ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

■ 取締役の報酬等の決定に関する方針と手続き

【取締役報酬の方針及び内容】

当社の取締役報酬は、役位毎の役割・責任を報酬算定の基本としつつ、業績向上に対するインセンティブを強化するため、業績連動性を重視した制度としています。このため、取締役報酬は、固定報酬である基本報酬と短期インセンティブ報酬である賞与、中長期インセンティブ報酬である株式報酬より構成し、個人別の報酬に占めるインセンティブ報酬の割合は40%以上としています。

ただし、経営の監督機能を担い、業務執行から独立した立場にある社外取締役については、インセンティブ報酬は相応しくないため、固定報酬である基本報酬のみを支給しています。

基本報酬

基本報酬は、職務の遂行に伴う固定報酬として毎月支給しています。

基本報酬は、役位毎の役割・責任に応じて基本報酬テーブルを定め、これに基づいて支給しています。

賞与

賞与は、毎年の事業計画の達成のための短期インセンティブ報酬として毎年1回支給しています。

賞与は、賞与算定基準に従い、役位に応じて定めた賞与基準金額に、業績評価及び定性評価の結果を反映して算定します。

業績評価では、評価年度の業績を適切に反映する財務指標として、売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益（連結ベース）を採用し、これらの目標に対する達成状況から算定する比率を評価の指標としています。定性評価では、評価年度の財務指標では評価のできない取締役の役割・責任の遂行状況や活動状況を評価しています。

株式報酬

株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との価値共有を進めることを目的に、中長期インセンティブ報酬として毎年1回、次の条件等を付した譲渡制限付株式を交付しています。

<譲渡制限期間及び譲渡制限の解除>

交付を受けた日から当社の取締役、執行役員またはこれに準じる者（以下、「役員等」といいます。）のいずれの地位からも退任または退職する日までを譲渡制限期間とし、譲渡制限期間中、継続して役員等の地位にあったことを条件に、当該譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除します。

<無償取得>

役員等が、正当な理由なく役員等の地位を退任または退職した場合や、譲渡制限期間中に当社の社会的信用を著しく失墜させる行為を行った場合等においては、当社は譲渡制限付株式の全部を無償で取得します。

ただし、役員等が、死亡その他取締役会が正当と認める理由により、役員等の地位を退任または退職した場合は、譲渡制限を解除する時期及び株数を合理的に調整します。

交付する株式の数は、役位に応じて定めた株式報酬基準金額及び株式の割当に係る取締役会決議の前営業日の当社普通株式の終値に基づいて算定します。

ただし、取締役に交付する株式の総数は年4万株以内（株式分割または併合等、株式の総数に調整が必要な事由が生じた場合は、総数を合理的に調整します。）としています。

【取締役報酬の決定手続き】

取締役報酬の内容及び決定手続きについては、「取締役報酬及び執行役員報酬に関する方針」に規定しています。この方針は、ガバナンス委員会で審議のうえ、取締役会で決定しています。

ガバナンス委員会は、取締役会からの委任を受け、この方針に基づいて基本報酬テーブル、賞与算定基準及び賞与基準金額、ならびに株式報酬基準金額を決定しています。

賞与については、業務執行取締役の合議により、支給対象者の業績評価及び定性評価を行い、個人別の支給額案を策定します。この個人別の支給額案の妥当性をガバナンス委員会で検証のうえ、取締役会で支給総額を決議しています。

当年度の賞与については、2025年3月12日に個人別の配分案をガバナンス委員会で検証のうえ、3月14日に支給総額を取締役会決議しました。

以上のとおり、取締役の個人別の報酬については、「取締役報酬及び執行役員報酬に関する方針」に従って、公正かつ客観的な観点から、ガバナンス委員会が決定または検証しており、取締役会は適正なものとして判断しています。

なお、当社では、役員人事や役員報酬等の決定については、公正性・透明性・客観性を確保することを目的にガバナンス委員会を設置し、諮問機関として活用するほか、基本報酬テーブル等の決定を委任しています。また、ガバナンス委員会については、決定や検証の中立性・客観性を担保するため、次のとおり独立社外取締役を主要な構成員としています。

委員長	今城 義和	代表取締役社長
委員	梶原 祐理子	独立社外取締役
委員	川股 篤博	独立社外取締役
委員	陣内 久美子	独立社外取締役
委員	武内 徹	独立社外取締役

■ 監査役の報酬等の決定に関する方針と手続き

監査役報酬については、監査役が経営の監督機能を担うに当たり、業務執行に対する独立性、客観性を確保する観点から、固定報酬である基本報酬のみで構成しています。

個人別の報酬額については、監査役会において協議し、監査役全員の同意により決定しています。

□ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	支給額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	208 (29)	129 (29)	45 (一)	33 (一)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	29 (13)	29 (13)	—	—	4 (2)
合 計	237	159	45	33	12

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額を含んでおりません。
2. 固定報酬は当年度に支給した基本報酬の額、業績連動報酬は当年度を対象期間とした賞与の額、非金銭報酬は当年度に費用計上すべき株式報酬の額を記載しています。
3. 2025年3月31日現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）です。上記の監査役の支給人数が相違しておりますのは、2024年6月26日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名が含まれているためです。
4. 上記の業績連動報酬の基礎となる業績評価に係る指標の目標は、売上高107,000百万円、営業利益15,800百万円、経常利益15,900百万円、当期純利益10,400百万円であり、その実績はそれぞれ107,791百万円、16,849百万円、17,038百万円、11,795百万円です。
5. 取締役報酬については、2014年6月26日開催の第45回定時株主総会において、賞与を含めて年額420百万円以内（うち社外取締役への報酬は年額30百万円以内）とする旨決議いただいております。当該定時株主総会終結時における取締役の員数は8名（うち社外取締役1名）です。また、2021年6月24日開催の第52回定時株主総会において、上記報酬枠の範囲内で株式報酬を支給する旨、株式報酬の額を年額60百万円以内、株式数を年4万株以内（社外取締役は付与対象外）とする旨決議いただいております。当該定時株主総会終結時における取締役の員数は3名（社外取締役を除く）です。監査役報酬については、2014年6月26日開催の第45回定時株主総会において、年額60百万円以内とする旨決議いただいております。当該定時株主総会終結時における監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。

□ 社外役員に関する事項

■ 当年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会等への出席状況	当年度における主な活動状況
取 締 役	梶原 祐 理 子	取締役会 11回/11回 ガバナンス委員会 2回/2回 業務執行会議 10回/10回 経営会議 10回/10回	公共放送で培った社会課題等に対する高い見識及びガバナンスに対する豊富な経験を活かし、取締役会等での事業及び経営全般に関する助言や、ガバナンス委員会での役員人事ならびに役員報酬等の審議を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献しました。
取 締 役	川 股 篤 博	取締役会 15回/15回 ガバナンス委員会 2回/2回 業務執行会議 13回/13回 経営会議 14回/14回	製造業の経営者として、国内外において培った豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を活かし、取締役会等での事業及び経営全般に関する助言や、ガバナンス委員会での役員人事ならびに役員報酬等の審議を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献しました。
取 締 役	陣 内 久 美 子	取締役会 15回/15回 ガバナンス委員会 2回/2回 業務執行会議 13回/13回 経営会議 14回/14回	弁護士として培った豊富な経験や法務全般に関する専門的知見を活かし、取締役会等での事業及び経営全般に関する助言や、ガバナンス委員会での役員人事ならびに役員報酬等の審議を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献しました。
取 締 役	武 内 徹	取締役会 15回/15回 ガバナンス委員会 2回/2回 業務執行会議 13回/13回 経営会議 14回/14回	製造業の経営者として、国内外において培った豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を活かし、取締役会等での事業及び経営全般に関する助言や、ガバナンス委員会での役員人事ならびに役員報酬等の審議を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献しました。
監 査 役	河 邦 雄	取締役会 15回/15回 監査役会 15回/15回	製造業の経営者や監査役として培った豊富な経験や経営に関する高い見識と監督能力を活かし、取締役会及び監査役会での事業及び経営全般に関する助言を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献しました。
監 査 役	西 浦 千 栄 子	取締役会 15回/15回 監査役会 15回/15回	公認会計士として培った豊富な経験や会計全般に関する専門的知見を活かし、取締役会及び監査役会での事業及び経営全般に関する助言を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献しました。

(注) 取締役梶原祐理子氏は、2024年6月26日開催の第55回定時株主総会において選任されたため、開催された取締役会・業務執行会議・経営会議の回数が他の社外役員と異なります。なお、就任後の回数はそれぞれ11回、10回、10回です。

■ 責任限定契約の内容の概要

地位	氏名	責任限定契約の内容の概要
取締役	梶原祐理子	会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づくものであり、責任の限度額は法令が定める額です。
取締役	川股篤博	
取締役	陣内久美子	
取締役	武内徹	
監査役	河邦雄	
監査役	西浦千栄子	

□ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において、以下の内容で締結しています。

■ 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理・監督の立場にある従業員

■ 保険契約の内容の概要

被保険者がその職務の執行に起因して負担することとなる争訟費用及び損害賠償金等を填補するものであり、その保険料は全額当社が負担しています。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように、被保険者による故意、犯罪行為、法令違反等に起因する損害等については填補の対象外としています。

■ 会計監査人の状況

□ 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

□ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、前事業年度の会計監査人の職務遂行状況や監査計画と実績の差異等を確認し、当事業年度の監査計画の内容、監査時間と単価等の報酬見積算定根拠等を検証した結果、会計監査人の報酬等は妥当な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

□ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

■ 会社の体制及び方針

□ コーポレート・ガバナンス体制

■ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「経営理念」・「経営の基本方針」に基づき、意思決定の迅速化、経営責任の明確化、コンプライアンス体制の充実・強化、および適時・適切な情報開示などを通じて、株主・投資家の皆様等の信任を得ることです。確固たるコーポレート・ガバナンス体制は、適正な利益を確保し継続的な企業価値の増大を図る基盤であると考えています。

■ 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

【体制の概要】

当社は、監査役制度を採用し、会社の機関としては、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置き、その他、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会、代表取締役社長の審議機関として経営会議および業務執行会議、ならびに取締役会の下部組織としてサステナビリティ推進委員会やリスク・マネジメント委員会等の各種委員会を設置しています。また、取締役会の意思決定の迅速化および監督機能の強化を図るとともに、機動的な業務執行を図ることを目的に、執行役員制度を導入しています。

この体制は、当社グループの事業領域が多岐にわたらないこと、および事業規模に相応しい実効的かつ効率的なガバナンス機構を構築することの各観点から採用するものであり、監査役の機能に併せて社外取締役を複数選任することで、経営に対する監督機能の強化・充実を図っています。

【取締役会】

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役8名で構成しています。取締役会は原則として月1回以上開催し、経営や業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況の監督を行っています。また、取締役会へは、監査役3名が出席し、意思決定や職務執行状況の適法性等を確認しています。

【監査役(会)】

監査役は、常勤監査役1名および社外監査役2名を選任し、取締役会その他重要な会議への出席や業務・財産の調査等を通じて、取締役の職務執行状況や内部統制システムの整備・運用状況を監査しています。監査役会は、監査方針および各監査役の職務分担を決定し、各監査役の監査結果を協議するために定期的に開催しています。

【ガバナンス委員会】

取締役会の意思決定における公正性・透明性・客観性を確保するため、取締役会の諮問委員会としてガバナンス委員会を設置しています。ガバナンス委員会は、委員長を代表取締役社長とし、社長および社外取締役4名の合計5名で構成し、取締役・監査役の選解任や取締役報酬の体系等について審議のうえ、取締役会に助言・提言を行うほか、取締役会から委任された事項を決定しています。

【経営会議・業務執行会議】

代表取締役社長の審議機関として経営会議および業務執行会議を設置しています。

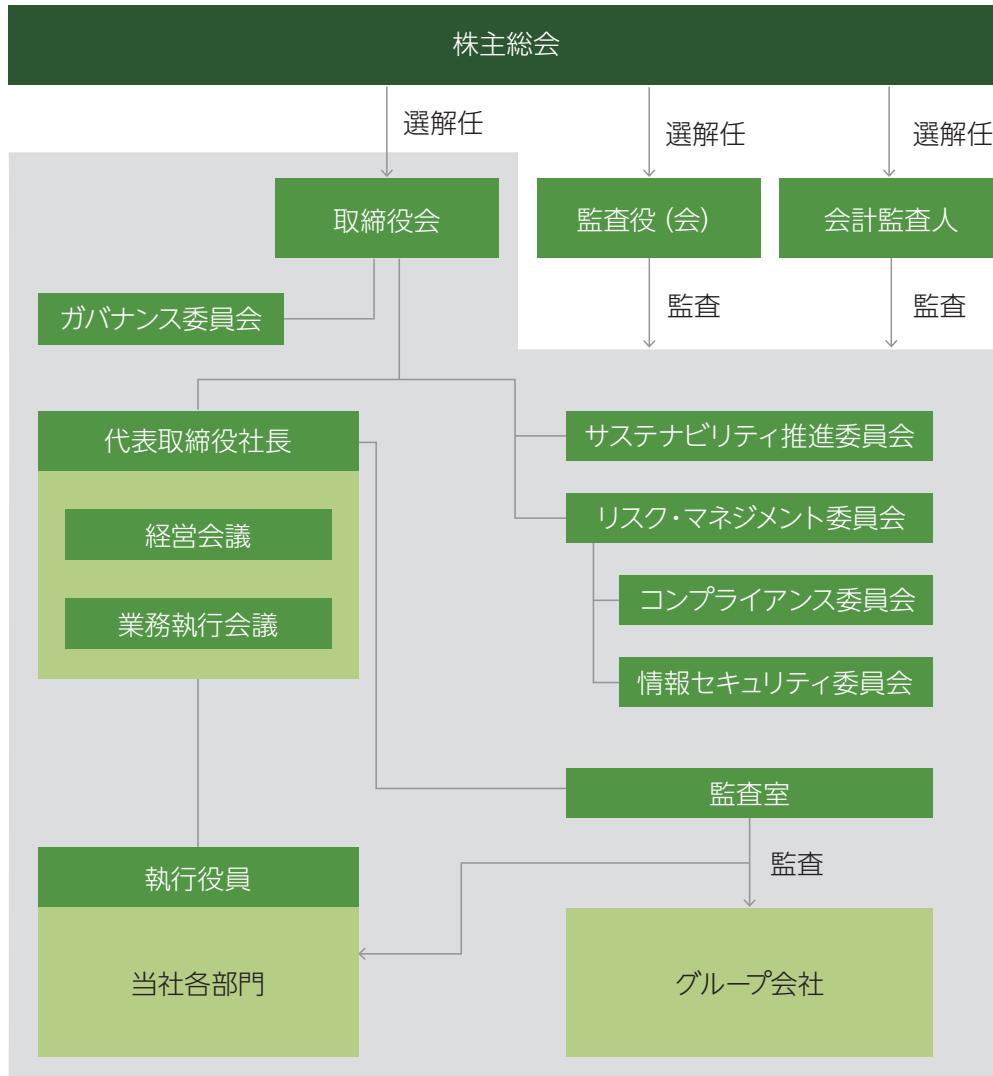
経営会議は、議長を代表取締役社長とし、取締役8名（社外取締役4名を含む）および常勤監査役1名の合計9名で構成し、経営計画・経営戦略等の経営に関する重要事項を審議・報告するため、原則として月1回以上開催しています。

業務執行会議は、議長を代表取締役社長とし、取締役8名（社外取締役4名を含む）、常勤監査役1名および執行役員6名の合計15名で構成し、予算の策定および執行状況等の業務執行に関する重要事項を審議・報告するため、原則として月1回開催しています。

【各種委員会】

当社は、取締役会の下にサステナビリティ推進委員会およびリスク・マネジメント委員会を設置するとともに、リスク・マネジメント委員会の下部組織として、コンプライアンス委員会および情報セキュリティ委員会を設置しています。

企業統治の体制図



□ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

■ 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・執行役員は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な諸規則の制定及び周知徹底を図るとともに、「取締役会規定」及び「執行役員規定」を遵守する。

取締役会は、「NSDグループ行動基準」、「NSDグループ行動規範」を定め、関係会社を含む全役職員に周知徹底し、グループ全役職員はこれらを遵守する。コンプライアンス違反が疑われる事象はコンプライアンス委員会事務局で集中管理を行う。反社会的勢力との関係については、「NSDグループ行動基準」ならびに「NSDグループ行動規範」にその対応を明示し、これを排除する。

取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置し、取締役会における意思決定について公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図る。

また、事業活動全般にわたる内部監査については代表取締役社長に直属する「監査室」が実施する。さらに、役職員その他当社の業務に従事する者が不利益を受けることなく通報できる「通報・相談窓口」を設置・運営し、内部統制の補完、強化を図る。

■ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役・執行役員の職務の執行に係る決定に関する記録は、「文書取扱規定」等の規定により、作成、保管するとともに監査役等の閲覧要請に備える。

■ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「取締役会規定」及び「職務権限規定」を定め、業務の執行は、所定の決裁、承認を得た後に行う。

取締役会は「内部統制担当役員」を任命し、当該役員は企業グループ全体の内部統制全般の統括・指揮を横断的に行う。「リスク管理規定」に従い、各部室（名称を問わず、これに準ずる組織を含む）は、所管業務に係る損害発生を最小限に抑える責任及び所管業務に係る内部統制を有効に機能させる責任を負う。当社の全社的リスク管理のため、リスク・マネジメント委員会を設置・運営する。また、内部監査部門は内部統制の整備状況を検証する。

■取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会、経営会議、業務執行会議、執行役員各規定、「組織規定」及び「職務権限規定」により、取締役・執行役員及び使用人の分掌と権限を定める。また、執行役員制度により「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行」を分離し、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、執行役員による、さらなる機動的な業務執行を行う。

■当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「NSDグループ行動基準」、「NSDグループ行動規範」、「関係会社管理規定」により、当社の関係会社に関し、コンプライアンス確保、会計基準の同一性確保等、グループ一体となった内部統制の維持・向上を図る。

「関係会社管理規定」により、一定の事項については当社承認事項又は報告事項とする。なお、一定の基準に該当するものは当社取締役会の承認事項とする。

各関係会社において「取締役会規定」、「職務権限規定」等を定め、各取締役及び使用人の分掌と権限を定める。業務の執行は、所定の決裁、承認を得た後に行う。

当社が設置・運営する「通報・相談窓口」は、グループ全役職員その他当社又は関係会社の業務に従事する者も利用することができるものとする。また、当社監査室は必要に応じ関係会社に対し監査を実施する。加えて、当社監査役は内部監査の状況、会計監査人との定期的な意見交換等も踏まえ、自らの判断に基づき、関係会社に対する監査を行う。

原則として、関係会社の取締役又は監査役に当社役職員を選任する。関係会社の取締役・監査役としての職務執行を通じ、業務の適正性向上を図るとともに、関係会社の会議体運営等において情報収集ならびに監督を行う。

また、当社取締役会において、定期的に、各関係会社の業績ならびに業務執行状況の報告を受け又は報告を求めモニタリングを行い、リスクの度合いに応じて指導・監督を行う。

■ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役（会）の職務を補助すべき使用人を監査室に属する使用人より1名以上を兼務として選任する。

当該使用人の取締役・執行役員からの独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査役会の事前の同意を得る。

監査役（会）からその職務の執行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該使用人は、当該指示については監査役（会）の指揮命令権に従うとともに、指示の有無・内容等につき監査役（会）に対し守秘義務を負うものとする。

■ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役・執行役員及び使用人は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況を監査役に報告しなければならない。また、「通報・相談窓口」による通報状況及び内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要なものは監査役へ伝達しなければならない。

■ 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

関係会社の業務又は財務の状況に重大な影響を与える可能性のある事態が発生した場合、当該関係会社の取締役及び使用人は速やかに当社取締役・関係会社業務所管部長に報告する。報告を受けた事項のうち当社監査役の職務の執行に必要な範囲のものは、速やかに当社監査役に報告する。

また、内部監査の実施状況、「通報・相談窓口」による関係会社に関する通報のうち重要なものは当社監査役に報告する。その他、関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した者は、当社監査役ならびに関係会社業務所管部長に速やかに報告する。

なお、当社監査役から求められた場合には、関係会社の役職員は速やかに適切な報告を行う。

■ 前2項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

「通報・相談窓口」への通報と同様、当社監査役に対しその職務執行に資する通報がなされた場合、通報者が不利益を被ることのない旨明文化し、グループ全役職員に周知徹底する。

■ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役（会）の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、通常の監査費用は予算化するとともに、いわゆる有事の際の費用は監査役（会）の職務の執行に必要なと認められる場合を除き拒むことができない。監査役（会）が監査役（会）の職務の執行にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

■ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、いつでも、取締役・執行役員及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況の調査をすることができる。監査役は経営会議等重要な会議に出席することができる。代表取締役社長は、監査役会と定期的な情報交換会を開催する。

■ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用のための体制

取締役会は、「財務報告に係る内部統制実施基準」を制定し、企業グループ全体の財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定める。代表取締役社長は、「財務報告に係る内部統制実施要領」を定め、財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、不備があれば是正する体制の構築を行う。

□ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

■ 内部統制システム全般について

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき制定した「内部統制システムの整備に関する基本方針」に従い、内部統制システムを整備・運用しております。整備状況及び運用状況については、内部統制システム全般の評価状況を毎期取締役会に報告し、必要に応じ改善を進めております。

また、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置し、取締役会における意思決定について公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

■ リスク管理について

「リスク管理規定」に従い、取締役会の下に設置したリスク・マネジメント委員会（当年度は4回開催）が、全社横断的にリスク管理を遂行し、各リスクの担当部署や各委員会等を指導・監督するリスク管理体制を採っております。リスク・マネジメント委員会は、様々なリスクの中から当社全体で優先的に対処すべき重要なリスクを選定し、重点的にリスク管理を行っております。

■ コンプライアンスについて

関係会社を含むNSDグループ全役職員の行動指針として、「NSDグループ行動基準」及び「NSDグループ行動規範」を制定しており、毎期実施しているコンプライアンス研修を通じて、コンプライアンス意識の浸透及び徹底を図っております。また、リスク・マネジメント委員会の下に設置したコンプライアンス委員会にて、コンプライアンス違反への対応や未然防止策を審議しております。

■ 関係会社管理について

関係会社の重要事項の決定については「関係会社管理規定」に基づき当社の事前承認により、業務の適正を確保しております。また、関係会社の取締役又は監査役に原則として当社執行役員を1名以上選任しており、各関係会社の業績ならびに業務執行状況を適宜当社取締役会に報告しております。

■ 取締役の職務執行について

取締役会は、経営の重要な意思決定を行うため原則として月1回以上開催しております。また、「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行」を分離するため、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能の強化と執行役員による、より機動的な業務執行を図っております。

■ 監査役の職務執行について

監査役3名（うち社外監査役2名）が取締役会への出席（常勤監査役は業務執行会議及び経営会議へも出席）、重要な決裁書類等の閲覧、さらに業務及び財産の調査等を通じて取締役の職務執行状況や内部統制機能の整備・運用状況を監査しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	54,432
現金及び預金	27,358
受取手形、売掛金及び契約資産	22,783
リース債権及びリース投資資産	20
有価証券	3,000
商品及び製品	430
仕掛品	5
原材料及び貯蔵品	187
その他	713
貸倒引当金	△66
固定資産	36,052
有形固定資産	5,308
建物及び構築物	1,931
土地	2,598
その他	778
無形固定資産	18,404
のれん	9,500
ソフトウェア	831
顧客関連資産	7,791
その他	279
投資その他の資産	12,340
投資有価証券	1,785
退職給付に係る資産	8,307
繰延税金資産	192
その他	2,056
貸倒引当金	△1
資産合計	90,485

科目	金額
負債の部	
流動負債	14,725
買掛金	5,381
短期借入金	400
一年以内返済予定長期借入金	305
未払法人税等	3,512
賞与引当金	566
受注損失引当金	15
株主優待引当金	68
その他	4,475
固定負債	7,507
長期借入金	1,152
繰延税金負債	4,399
退職給付に係る負債	1,488
その他	466
負債合計	22,233
純資産の部	
株主資本	63,286
資本金	7,205
資本剰余金	6,811
利益剰余金	62,655
自己株式	△13,386
その他の包括利益累計額	4,129
その他有価証券評価差額金	590
土地再評価差額金	△8
為替換算調整勘定	504
退職給付に係る調整累計額	3,043
非支配株主持分	836
純資産合計	68,252
負債純資産合計	90,485

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		107,791
売上原価		80,257
売上総利益		27,534
販売費及び一般管理費		10,684
営業利益		16,849
営業外収益		
受取利息	29	
受取配当金	41	
保険配当金	107	
助成金等収入	42	
その他	117	338
営業外費用		
支払利息	26	
和解金	55	
事務所移転費用	34	
その他	33	149
経常利益		17,038
特別利益		
投資有価証券売却益	49	
その他	1	51
特別損失		
減損損失	8	
ゴルフ会員権評価損	1	
その他	0	9
税金等調整前当期純利益		17,080
法人税、住民税及び事業税	5,544	
法人税等調整額	△393	5,150
当期純利益		11,929
非支配株主に帰属する当期純利益		134
親会社株主に帰属する当期純利益		11,795

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	7,205	6,773	56,395	△11,794		58,580
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	△5,535	-		△5,535
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	11,795	-		11,795
自己株式の取得	-	-	-	△1,701		△1,701
自己株式の処分	-	137	-	109		247
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	△99	-	-		△99
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-		-
当 期 変 動 額 合 計	-	38	6,259	△1,591		4,706
当 期 末 残 高	7,205	6,811	62,655	△13,386		63,286

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	709	△8	534	2,554	3,790	1,661	64,032
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	-	△5,535
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	11,795
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△1,701
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	247
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	-	△99
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△119	-	△30	489	339	△825	△486
当 期 変 動 額 合 計	△119	-	△30	489	339	△825	4,219
当 期 末 残 高	590	△8	504	3,043	4,129	836	68,252

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 15社

連結子会社の名称

NSD - DXテクノロジー株式会社

株式会社アートホールディングス

株式会社ノーザ

株式会社FSK

株式会社ステラス

株式会社シェアホルダーズ・リレーションサービス

NSD International,Inc.

成都仁本新動科技有限公司

他7社

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社はありません。

② 持分法を適用していない関連会社の状況

関連会社の数 3社

主要な関連会社の名称

コウノイケITソリューションズ株式会社

ウィナーソフト株式会社

他1社

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

当社の連結子会社であったTrigger株式会社は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、当社の連結子会社である株式会社アートホールディングス傘下の完全子会社4社は、株式会社アートテクノロジーを存続会社とする吸収合併を実施しており、消滅した3社は連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、成都仁本新動科技有限公司及び北京仁本新動科技有限公司については12月31日を決算日としております。連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

イ. 棚卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産、投資その他の資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 8～60年

イ. 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア

市販用ソフトウェアは、見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間(3年以内)の均等配分額のいずれか大きい金額

自社利用ソフトウェアは、見込利用可能期間(5年以内)による定額法

顧客関連資産

原則として発生日以降その効果が発現すると見積られる期間に基づく定額法

その他

定額法

ウ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により計上するほか、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ. 賞与引当金

当社及び連結子会社の従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

ウ. 株主優待引当金

株主優待ポイント制度に基づき、株主に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

エ. 受注損失引当金

ソフトウェア開発の請負契約に係る案件のうち、当連結会計年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失発生に備えるため、損失見積り額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上し、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

小規模企業等における簡便法の採用について、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

収益の認識については業務内容に応じて以下のとおり認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された金額で測定しており、対価は履行義務充足時点から1年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

ア. システム開発事業（金融IT、産業IT、社会基盤IT、ITインフラ）

システム開発事業における主な事業内容は、銀行・保険会社・証券会社等の金融機関、製造業・通信業・運輸業等の企業や公共団体向けのソフトウェア開発やコンサルティングサービスの提供、IT基盤・ネットワーク構築等やシステムの運用・保守業務等になります。

ソフトウェア開発やコンサルティングサービスは請負契約及び準委任契約により、主に顧客の要望に応じた要件定義から製造、テスト、本番を含むソフトウェアの開発や作業を提供する履行義務を負っております。

請負契約による取引については、開発作業の進捗に伴って顧客に成果が移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用して進捗度を合理的に測定し、収益を認識しております。受注金額及び原価総額の見積りに変更が生じる可能性がある場合、随時見積りの見直しを行っております。

準委任契約による取引については、顧客への作業提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、作業期間にわたり作業の提供に応じて、収益を認識しております。

運用・保守業務では、主に各種システムの運用管理、システム管理、データ管理及び設備管理等、センター管理に必要な技術やソリューションを提供する履行義務を負っております。契約期間における運用・保守作業提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり作業の提供に応じて収益を認識しております。

イ. ソリューション事業

ソリューション事業における主な事業内容は、セキュリティ対策やヒューマンリソース管理のための汎用性の高いプロダクトをはじめ、医療・ヘルスケアや物流・レンタル業向けなどの業務特化型のプロダクトまで、システムを利用したサービスの提供やシステムプロダクトの販売になります。

サービス提供では、システムを利用した各種サービスの提供や顧客の問題解決のソリューションを提供する履行義務を負っております。顧客へのサービス提供に応じて履行義務を充足するため、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり作業の提供に応じて収益を認識しております。

プロダクト販売では、顧客の要望に沿ったプロダクトの納品及び設置設定を行う履行義務を負っております。商品の引渡時点で顧客が支配を獲得して履行義務を充足することから、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。

なお、プロダクト販売の一部において、代理人取引に該当する取引については純額で収益を認識しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「助成金等収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「助成金等収入」は7百万円です。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「保険解約返戻金」(当連結会計年度は5百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」(当連結会計年度は5百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(収益認識における原価総額の見積り)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務について収益を認識した金額	15,270百万円
上記のうち、仕掛中の案件に係る売上高	2,018百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の要件を満たす請負契約については、原価総額を見積り、発生原価に応じた進捗率を算出し売上高を計上しております。

原価総額の見積りにおいては、プロジェクト毎に、プロジェクト規模、工程の内容、技術的難易度、要員を含むリソース等を考慮して原価を見積ります。プロジェクトによっては、新規顧客との案件や最新技術・専門技術が含まれているものもあり、原価総額の見積りには一定の不確実性が伴います。当初予見し得なかった事象により原価総額の見積りが変動する可能性があり、進捗率及び売上高が変動する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,301百万円 |
| (2) 投資不動産の減価償却累計額 | 44百万円 |
| (3) 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(1999年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。 | |

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価額による方法及び第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1百万円

(4) 担保資産

① 担保に供している資産(帳簿価額)

建物	212百万円
土地	1,950百万円
計	2,162百万円

② 担保に係る債務(帳簿価額)

一年内返済予定長期借入金	255百万円
長期借入金	1,136百万円
計	1,391百万円

(5) 当座貸越契約について

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

当座貸越極度額の総額	11,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	11,000百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
山梨県北杜市	農業事務所	建物、建物附属設備、工 具器具及び備品	8百万円

当社グループは、全社資産について、個別物件単位で資産のグルーピングを行っています。

当該農業事務所の解体を決定したため、解体を決定した農業事務所資産の建物、建物附属設備、工具器具及び備品について、解体の意思決定時点の使用価値で減損処理を行いました。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	86,000千株	-千株	-千株	86,000千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	9,118千株	502千株	84千株	9,535千株

(注) 自己株式の数の増加502千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加501千株及び単元未満株式の買取による増加0千株です。また、自己株式の数の減少84千株は、Trigger株式会社との株式交換による減少41千株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少38千株、ストックオプションの権利行使による減少4千株、単元未満株式の買増による減少0千株です。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2024年5月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	5,535百万円
1株当たり配当額	72円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2025年5月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	6,652百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	87円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月6日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、長短含め安全性の高い金融資産で運用しております。

また、デリバティブ取引につきましては、保有外貨に係る将来の為替レートの変動リスクを回避するためにのみ利用しており、投機目的の取引は行わない方針としております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの得意先管理・与信限度管理規定に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行っております。

有価証券である合同運用指定金銭信託等は、短期間で決済されるため、価格変動リスクは低いと判断しております。

投資有価証券は主に株式、債券であり、このうち株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、有価証券運用管理規定及び政策投資株式管理規定に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し管理しております。また債券は、信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、有価証券運用管理規定に従い、格付けの高い債券のみを対象としていることから、信用リスクは僅少であり、定期的に時価を把握し管理しております。

営業債務である買掛金の支払期日は、そのほとんどが1年以内です。また、営業債務は流動性リスクに晒されております。借入金は、主に設備投資及び運転資金を目的としたものであります。買掛金及び借入金は、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：百万円)

項目	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券	4,117	4,117	－
資 産 計	4,117	4,117	－
長期借入金（1年内返済予定分含む）	1,458	1,457	△0
負 債 計	1,458	1,457	△0

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	608

(注3) 投資事業有限責任組合については、時価の注記を要しないとする取扱いを適用しており、時価の注記はしていません。なお、当該出資の連結貸借対照表計上額は59百万円です。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
受取手形及び売掛金	19,840	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	3,000	－	－	－
合 計	22,840	－	－	－

(注5) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
短期借入金	400	－	－	－	－
長期借入金	305	272	255	255	255
合 計	705	272	255	255	255

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,117	－	－	1,117
その他	－	3,000	－	3,000
資産計	1,117	3,000	－	4,117

② 時価で連結貸借対照表に計上していない金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	1,457	－	1,457
負債計	－	1,457	－	1,457

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

上場株式、債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	システム開発事業				ソリューション事業	
	金融IT	産業IT	社会基盤IT	ITインフラ		
システム開発	31,830	23,893	21,719	10,115	—	87,559
保守・運用	—	209	117	1,266	—	1,592
その他	656	1,079	561	943	—	3,240
サービス	—	—	—	—	11,784	11,784
プロダクト	—	—	—	—	3,614	3,614
顧客との契約から生じる収益	32,487	25,182	22,398	12,324	15,398	107,791
外部顧客への売上高	32,487	25,182	22,398	12,324	15,398	107,791

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項
⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	17,131
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	19,840
契約資産 (期首残高)	2,274
契約資産 (期末残高)	2,942
契約負債 (期首残高)	605
契約負債 (期末残高)	615

② 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

セグメント名称		当連結会計年度
システム 開発事業	金融IT	10,669
	産業IT	5,496
	社会基盤IT	6,072
	ITインフラ	2,856
ソリューション事業		2,862
合計		27,956

(注) 残存履行義務に配分した取引価格の総額は27,956百万円であり、約99%は1年以内に収益認識が見込まれます。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 881円67銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 153円61銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	40,895
現金及び預金	18,852
売掛金及び契約資産	17,212
有価証券	3,000
商品及び製品	135
仕掛品	1
原材料及び貯蔵品	2
前払費用	367
その他	1,357
貸倒引当金	△34
固定資産	34,586
有形固定資産	1,150
建物	605
構築物	76
車両運搬具	27
工具器具及び備品	256
土地	67
建設仮勘定	116
無形固定資産	1,440
のれん	1,225
ソフトウェア	188
その他	26
投資その他の資産	31,994
投資有価証券	1,646
関係会社株式	25,151
関係会社出資金	57
敷金及び保証金	874
入会金	138
前払年金費用	3,998
その他	128
貸倒引当金	△0
資産合計	75,481

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,571
買掛金	3,892
未払金	1,047
未払費用	59
未払法人税等	2,871
未払消費税等	878
前受金	414
預り金	874
賞与引当金	386
株主優待引当金	68
受注損失引当金	15
その他	62
固定負債	1,565
退職給付引当金	1,105
繰延税金負債	67
資産除去債務	351
その他	41
負債合計	12,136
純資産の部	
株主資本	62,763
資本金	7,205
資本剰余金	6,930
資本準備金	6,892
その他資本剰余金	38
利益剰余金	62,013
利益準備金	419
その他利益剰余金	61,593
別途積立金	15,280
繰越利益剰余金	46,313
自己株式	△13,386
評価・換算差額等	581
その他有価証券評価差額金	590
土地再評価差額金	△8
純資産合計	63,344
負債純資産合計	75,481

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		83,610
売上原価		64,079
売上総利益		19,531
販売費及び一般管理費		4,530
営業利益		15,000
営業外収益		
受取利息・配当金	331	
有価証券利息	6	
保険配当金	99	
雑収入	86	523
営業外費用		
支払手数料	3	
雑損失	0	4
経常利益		15,519
特別利益		
固定資産売却益	3	
その他	0	3
特別損失		
減損損失	8	
関係会社出資金評価損	46	
抱合せ株式消滅差損	254	309
税引前当期純利益		15,214
法人税、住民税及び事業税	4,432	
法人税等調整額	△75	4,356
当期純利益		10,857

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	7,205	6,892	－	6,892
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－
自 己 株 式 の 処 分	－	－	137	137
企 業 結 合 (合 併) に よ る 増 減	－	－	△99	△99
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	38	38
当 期 末 残 高	7,205	6,892	38	6,930

(単位：百万円)

	株 主 資 本					自 己 株 式	株主資本合計
	利 益 剰 余 金				利益剰余金合計		
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金合計			
別 途 積 立 金		繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	419	15,280	40,991	56,691	△11,794	58,994	
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	△5,535	△5,535	－	△5,535	
当 期 純 利 益	－	－	10,857	10,857	－	10,857	
自己株式の取得	－	－	－	－	△1,701	△1,701	
自己株式の処分	－	－	－	－	109	247	
企業結合（合併）による増減	－	－	－	－	－	△99	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	
当 期 変 動 額 合 計	－	－	5,321	5,321	△1,591	3,768	
当 期 末 残 高	419	15,280	46,313	62,013	△13,386	62,763	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	699	△8	690	59,685
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△5,535
当 期 純 利 益	－	－	－	10,857
自己株式の取得	－	－	－	△1,701
自己株式の処分	－	－	－	247
企業結合（合併）による増減	－	－	－	△99
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△109	－	△109	△109
当 期 変 動 額 合 計	△109	－	△109	3,659
当 期 末 残 高	590	△8	581	63,344

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とした持分相当額を純額で取り込む方法

③ 棚卸資産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 8年～60年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

市販用のソフトウェアは、見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年以内）の均等配分額のいずれか大きい金額

自社利用ソフトウェアは、見込利用可能期間（5年以内）による定額法

その他

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により計上するほか、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待ポイント制度に基づき、株主に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 受注損失引当金

ソフトウェア開発の請負契約に係る案件のうち、当事業年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失発生に備えるため、損失見積り額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益の認識については業務内容に応じて以下のとおり認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された金額で測定しており、対価は履行義務充足時点から1年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

① システム開発事業（金融IT、産業IT、社会基盤IT、ITインフラ）

システム開発事業における主な事業内容は、銀行・保険会社・証券会社等の金融機関、製造業・通信業・運輸業等の企業や公共団体向けのソフトウェア開発やコンサルティングサービスの提供、IT基盤・ネットワーク構築等やシステムの運用・保守業務等になります。

ソフトウェア開発やコンサルティングサービスは請負契約及び準委任契約により、主に顧客の要望に応じた要件定義から製造、テスト、本番を含むソフトウェアの開発や作業を提供する履行義務を負っております。

請負契約による取引については、開発作業の進捗に伴って顧客に成果が移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用して進捗度を合理的に測定し、収益を認識しております。受注金額及び原価総額の見積りに変更が生じる可能性がある場合、随時見積りの見直しを行っております。

準委任契約による取引については、顧客への作業提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、作業期間にわたり作業の提供に応じて、収益を認識しております。

運用・保守業務では、主に各種システムの運用管理、システム管理、データ管理及び設備管理等、センター管理に必要な技術やソリューションを提供する履行義務を負っております。契約期間における運用・保守作業提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり作業の提供に応じて収益を認識しております。

② ソリューション事業

ソリューション事業における主な事業内容は、セキュリティ対策やヒューマンリソース管理のための汎用性の高いプロダクトをはじめ、物流・レンタル業向けなどの業務特化型のプロダクトまで、システムを利用したサービスの提供やシステムプロダクトの販売になります。

サービス提供では、システムを利用した各種サービスの提供や顧客の問題解決のソリューションを提供する履行義務を負っております。顧客へのサービス提供に応じて履行義務を充足するため、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、契約期間にわたり作業の提供に応じて収益を認識しております。

プロダクト販売では、顧客の要望に沿ったプロダクトの納品及び設置設定を行う履行義務を負っております。商品の引渡時点で顧客が支配を獲得して履行義務を充足することから、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。

なお、プロダクト販売の一部において、代理人取引に該当する取引については純額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しておりました「保険配当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。なお、前事業年度の「保険配当金」は100百万円です。

4. 会計上の見積りに関する注記

(収益認識における原価総額の見積り)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務について収益を認識した金額	10,513百万円
上記のうち、仕掛中の案件に係る売上高	1,534百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一です。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

① 有形固定資産の減価償却累計額 1,128百万円

(2) 「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価額による方法及び第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

① 短期金銭債権	1,447百万円
② 短期金銭債務	218百万円
③ 長期金銭債務	40百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	737百万円
② 仕入高	2,014百万円
③ 販売費及び一般管理費	346百万円
④ 営業取引以外の取引高	316百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
山梨県北杜市	農業事務所	建物、建物附属設備、工 具器具及び備品	8百万円

当社は、全社資産について、個別物件単位で資産のグルーピングを行っています。

当該農業事務所の解体を決定したため、解体を決定した農業事務所資産の建物、建物附属設備、工具器具及び備品について、解体の意思決定時点の使用価値で減損処理を行いました。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	9,118千株	502千株	84千株	9,535千株

(注) 自己株式の数の増加502千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加501千株及び単元未満株式の買取による増加0千株です。また、自己株式の数の減少84千株は、Trigger株式会社との株式交換による減少41千株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少38千株、ストックオプションの権利行使による減少4千株、単元未満株式の買増による減少0千株です。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	181百万円
賞与引当金	118百万円
退職給付信託	354百万円
退職給付引当金	347百万円
減損損失	65百万円
子会社株式評価損	589百万円
関係会社出資金評価損	289百万円
研究開発費	178百万円
その他	362百万円
繰延税金資産小計	2,485百万円
評価性引当額	△917百万円
繰延税金資産合計	1,568百万円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△1,260百万円
その他有価証券評価差額金	△271百万円
その他	△103百万円
繰延税金負債合計	△1,635百万円
繰延税金負債の純額	△67百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 828円42銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 141円40銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載をしておりません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(子会社及び関連会社等)

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社ノーザ	95	情報サービス業	所有 直接91.6%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注) 利息の受取	1,200 0	その他流動資産 その他流動資産	1,200 0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利等を勘案した利率にて行われております。

12. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(連結子会社の吸収合併)

2024年5月8日開催の当社取締役会において、2024年6月26日開催の第55回定時株主総会の承認を得ることを条件に、当社連結子会社であるTrigger株式会社を吸収合併（以下、本合併）することを決議し、2024年7月1日をもって吸収合併いたしました。

なお、本合併は、Trigger株式会社においては会社法第784条第1項に基づく略式合併であるため、合併承認契約に関する株主総会は開催しておりません。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称	株式会社NSD
事業の内容	システム開発、ソリューション
被結合企業の名称	Trigger株式会社
事業の内容	ITコンサルティング、システム開発

②企業結合日

2024年7月1日

③企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、Trigger株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社NSD

⑤その他取引の概要に関する事項

当社の連結子会社であったTrigger株式会社はITコンサルティング及びシステム開発を行っていましたが、一体的な事業運営により同事業の更なる成長及び経営資源の集約、経営の効率化を図るため、当社がTrigger株式会社を吸収合併することといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しています。なお、当該取引により、損益計算書において、特別損失として抱合せ株式消滅差損254百万円を計上しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社NSD
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 宮 木 直 哉
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 上 野 陽 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社NSDの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NSD及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社NSD
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 宮 木 直 哉
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 上 野 陽 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NSDの2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

株式会社NSD 監査役会

常勤監査役 八木清公 ㊞

監査役(社外監査役) 河邦雄 ㊞

監査役(社外監査役) 西浦千栄子 ㊞

以上

株主総会会場 ご案内図



会場

御茶ノ水ソラシティ2階 ソラシティホール

東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地



交通機関のご案内

JR中央線・総武線 「御茶ノ水駅」
聖橋口より……………徒歩約1分

東京メトロ千代田線 「新御茶ノ水駅」
聖橋方面改札口より……………徒歩約1分

東京メトロ丸ノ内線 「淡路町駅」
A5またはA3出口より……………徒歩約6分

都営新宿線 「小川町駅」
A5出口より……………徒歩約6分

■ JR中央線・総武線「御茶ノ水駅」からご来場の場合

御茶ノ水駅聖橋口から見えます御茶ノ水ソラシティの1階入口からお入りください。

■ 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」からご来場の場合

聖橋方面改札口を出てソラシティプラザ（レストラン街）に面した地下1階入口からエスカレーターで御茶ノ水ソラシティにお入りください。



■ 東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」または 都営新宿線「小川町駅」からご来場の場合

- ① A5またはA3出口を出て外堀通り沿いにワテラスタワー方面へお進みください。
- ② ワテラスタワーとワテラスアネックスの間のエスカレーターをご利用後、ワテラスタワー沿いにお進みいただき、歩行者デッキを御茶ノ水ソラシティ側にお渡りください。
- ③ 約50m先にあるコンビニ前を右折、地下1階入口からエスカレーターで御茶ノ水ソラシティにお入りください。

スマートフォンやタブレット端末から右記のQRコードを読み取りますとGoogleマップにアクセスいただけます。

